

検証事項：1. 災害情報の収集・伝達

H24.6.27 総務部総務課危機管理室

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1) 住民への災害情報の伝達手段の確保、情報発信	各部局	P328	市民へ自主的な避難を防災行政無線で呼びかけた。 支所間の連絡がとれず十分な広報活動ができなかった。 また、広報車での情報提供には限界があった。	本庁舎は、非常用発電がないため、防災行政無線（親局）の電源を発電機から確保するとともに、放送回数制限して行政情報を周知した。 防災行政無線だけでは、行政情報が周知できなかったため、新聞折込で市民へ情報提供した。 また、テレビ等のメディアを利用して周知に努めた。	・親局の電気供給のため庁舎自家発電設置を市役所庁舎に整備することを検討する。 ・防災行政無線は、笠間、友部地区と岩間地区の周知方法が異なることから、笠間、友部地区は子局の電源確保が必要になる。岩間地区の戸別受信機で対応する方法を含め、多様な角度で周知方法を検討する必要がある。 ・停電を想定していないので、電源の確保が必要になる。 ・防災行政無線以外の市民伝達方法を確立していく必要がある。 ・かさめーるやドコモのシステムを利用しエリアメールでの情報提供を行う必要がある。	○本庁に自家発電設備の整備 ○防災行政無線の操作卓、双方向性無線整備(デジタル化への対応) ○かさめーるによる情報伝達 ○エリアメールの加入
(2) 県と市の情報共有はどのように行われたか（支援の基本情報となる避難者（氏名等）や避難所（所在等）の情報がどのように共有されたか。	各部局	P328	パソコンを利用した茨城県防災情報システムでの被害報告は、市のサーバーが停電のため使用できなかった。避難所との連絡は、電話が使えず十分な体制がとれなかった。	県との情報共有は電話及びFAXで対応した。 不足した水及び毛布を各避難所に提供した。	・機密性の高い情報を取り扱うことから、システムの利用できない時の対応策を検討することが必要になる。 ・避難所設営マニュアルが必要。	○拠点避難所運営マニュアルの整備
(3) 各機関からの被害情報の収集	各部局	P328	苦情や要望の電話が多数あり、通信回線が使用制限されていることから、庁内各部局の横の連絡が途絶えた。	災害対策本部で各関係機関及び団体から聞き取りで報告を受けた。	・緊急時による連絡体制の確保を図る必要がある。	○職員用災害連絡メールの整備(訓練5/15実施) ○電話連絡網の整備
(4) 災害情報の収集・伝達手段としてのソーシャルメディア（twitterやFacebookなど）は活用されたか	市長公室	P328	電気が復旧した後、笠間市ホームページ上に災害伝言板を開設し、情報の共有化を図ったが、個人的なクレームなどが、掲載されて収拾つかなくなった。	新聞、テレビ、ラジオ等で情報が得られるようになったことから閉鎖した。	・伝言板の信憑性と利用者のモラルを確保する必要がある。	○「かさめーる」で情報提供
検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(5) 避難勧告・指示は適切に行うことができたか	総務部	P331	市民へ自主的な避難を防災行政無線で呼びかけた。 停電や非常電源が確保できなかったことから市民に十分に周知が行えなかった。	広報車によって最寄りの避難所の広報を行った。	・防災行政無線以外の市民伝達方法を確立していく必要がある。 ・かさめーるやドコモのシステムを利用し、情報提供を行う必要がある。	○防災行政無線操作卓、双方向性無線整備(デジタル化への対応) ○かさめーる、週報、エリアメールの拡充

検証事項：2. 通信手段の確保

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1) 庁舎の被災による影響、停電による影響（防災情報ネットワーク）	総務部	P328 （参照P89）	笠間支所は、倒壊のため、茨城県防災通信システムを利用できなくなった。 また、笠間地区の防災行政無線は、支所が機能しなくなったため操作ができなくなった。	各支所への伝達方法は、公用車の移動で対応した。 笠間地区の防災行政無線は、遠隔操作で消防本部が対応した。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線は、合併前の市町の周波数を3波利用しているため、一本化する必要がある。 ・各支所と非常時の通信体制を確保する必要がある。 ・県防災通信システムを日頃から活用し、連絡体制の強化を図る。 	○防災行政無線総合操作卓の整備
(2) 庁舎の被災・停電による通信体制への影響	各部局	P328 （参照P89）	固定電話、携帯電話の通信制限による影響があり、各支所等の連絡が途絶えた。	各支所等の伝達方法は、迅速でなかったが、公用車を利用し対応した。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い衛星電話等の設置を検討する必要がある。 	○衛星電話4台整備 本所、笠間支所、岩間支所 上下水道部
(3) 固定電話、携帯電話の通信制限による影響	各部局	P328 （参照P89）	各課の固定電話が、使用できなくなり伝達手段が、大幅に減少した。	固定電話が使用不可となったので、伝達は人伝えとなった。 また、職員個人の携帯電話で対応した。	<ul style="list-style-type: none"> ・固定電話及び携帯電話の優先回線を確保する必要がある。 ・災害に強い衛星電話等の設置を検討する必要がある。 	○庁内周知

検証事項：3. 被災者生活支援・避難所開設

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1) 避難者、疎開者、自宅被災者の把握	総務部	P349	避難者、疎開者、自宅被災者の状況を把握する体制を取ることができなかった。	臨時的に体制を整え情報収集を行った。	調査方法、報告方法について検討する必要がある。	○自主防災組織の組織率向上
(2) 避難所の被災状況の把握	各部局	P329	余震が多くあったため、建物の状況を迅速に把握することが困難であった。災害対策本部と各学校施設の連絡手段が途絶えた。	各避難所を施設管理者が安全確保し、各避難所の受け入れを開始できた状況確認した。被災状況の把握については、公用車を利用し対応した。	・平日の昼間と夜間の避難所等の責任者及び連絡体制の強化が必要である。	○災害連絡メールの整備 ○電話連絡網の整備
(3) 避難所の設置、運営上の問題	保健衛生部 福祉部 教育委員会	P351（笠間市災害対策本部規程資料編P14）	【避難所受付】各地区の中心部となる小中学校を避難所とし、避難者対応に受付等の余裕はなかった。 【電気】発電機による電気の供給だったため、満足できる電力量ではなかった。	【避難所受付】ある程度落ち着いてからダンボールを下敷きに住所・氏名を記入するなど避難者の把握をした。 【電気】各消防団の発電機・投光機を借用し対応した。	・避難者の受付の対応強化 ・避難者のスペースの確保又は仕切りなどが必要とされる。 ・投光機及び電気供給の強化 ・避難所設営マニュアルが必要。	○拠点避難所運営マニュアルの整備
(4) 食事、生活用品の給与	総務部 福祉部 保健衛生部 産業経済部	P357	避難者から何が必要なのか把握し、市内の店舗から食事及び生活用品（毛布、おむつ等）を購入したが生活用品の不足があり、対応することが難しかった。	毛布等の備蓄が不足していた為、旅館や宿泊施設等から毛布及び布団を借用し、避難者へ対応した。また、市内のスーパーから災害協定に基づき日用品を優先的に購入した。	・物資等の協定している事業所と連絡体制の強化をするとともに、拡充を図る必要がある。	○JRとの協定書締結 ○仮設トイレのレンタル協定書締結 ○姉妹都市との災害協定書締結
(5) 長期停電、断水による避難所運営への影響	総務部 福祉部 保健衛生部 産業経済部	P357	停電及び断水によりトイレ等の影響があった。トイレ、手洗い場等の衛生を確保するのが難しかった。	仮設トイレを設置した。ウェットティッシュ、消毒液を用意した。	・拠点避難所の整備について、井戸及びトイレ等、災害協定によって仮設トイレの確保を重点的に対応する必要がある。	○仮設トイレのレンタル協定書締結
(6) 障害者の受け入れ対応、誘導等に問題はなかったか。	福祉部 教育委員会	P359	市職員のみでは対応に無理があった。	障害者については、ヘルパーまたは民生委員に協力依頼をした。また、巡回指導により施設や居住する家の被害を把握するとともに、社会福祉協議会の施設等で要援護者を受入れた。	・障害をもつ要援護者の把握・移動が課題になる。	○区長、民生委員による意見交換会の実施 ○市内社会福祉施設との協定書締結

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(7) 震災が真夏や真冬であった場合の環境整備はどうであるか	福祉部 教育委員会	P350	真夏及び真冬の対応は想定していない。	特になし。	・真夏（熱中症対策）及び真冬（多めに毛布等配布）の対応を想定する。 ・季節に応じた衛生管理が必要になる。	○拠点避難所運営マニュアルの整備
(8) 避難所で運営にあたる人員の確保	福祉部 教育委員会	P351	連絡体制や運営人員の確保が整わないまま、避難所に多くの避難者を受け入れた。	避難所運営は、ボランティア、職員、避難者の協力を得て対応した。	・避難所で係員の人員確保が必要である。	○拠点避難所運営マニュアルの整備
(9) 福島県からの避難者への対応	福祉部 教育委員会	P350	福島県からの避難者への対応については、市民と同様に対応した。	特になし。	・原子力対策の方針を地域防災計画に位置づける必要がある。	○国の動向確認
(10) ボランティアの十分な活用	総務部 市民生活部	P353	登録ボランティアに連絡することができず活動が遅れた。	連絡は、バイク・自転車等で行った。その後、電話による連絡で対応した。	・ボランティアとの連絡や受け入れ体制を強化する必要がある。	○ボランティア受け入れ窓口の一本化
(11) 被災者ニーズの把握は円滑に実施できたか	各部局	P355	避難者が求めるサービス等の把握に努めた。	各地区社協で要望のとりまとめを行った。	・避難者ニーズに対応できるよう検討する必要がある。	○拠点避難所運営マニュアルの整備
(12) 速やかな相談窓口の設置、運営上の支障	各部局	P355	特設の相談窓口は、開設できなかった。	3月14日から相談窓口を開始し、相談の対応をした。	・初動のときから相談窓口の対応が、できるよう検討する必要がある。	○初動体制マニュアルの整備
(13) 食糧、生活必需品等の、備蓄品目・数量・配置箇所	総務部 福祉部 保健衛生部 産業経済部	P357	震災前備蓄品 カンパン（64食）26缶 保存水（1.5ℓ）647本 アルファ米（50食）30パック 乾燥餅（80g）200食 毛布135枚 ビスコ保存缶（30枚入）240缶 クラッカー（80食）16缶 配置箇所は、5箇所であり十分な対応が出来なかった。	公共施設に不足した物資の補給に努めた。	備蓄の見直しを検討する。	○拠点避難所6箇所整備 ア、五目ごはん 300食／所 イ、スティックパン 300食／所 ウ、紙おむつ、哺乳瓶 粉ミルク、マスク 各保健センター備蓄

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(14) 応援物資の保管場所（数、面積、防災拠点の必要性）	総務部 福祉部 保健衛生部 産業経済部	P357	応援物資の保管場所は定めていなかった。	応援物資の保管場所に関しては、随時対応した。	保管場所の位置づけを定める。	○非常時の備蓄品保管場所 笠間地区 笠間支所 友部地区 友部公民館 岩間地区 岩間支所
(15) 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策（救助、避難誘導、負傷者の搬送等）	福祉部 保健衛生部	P359	施設と連絡がとれないため、状況把握が困難であった。避難所での居場所の確保や障害者への支援が困難であった。治療を必要とする障害者への対応ができなかった。	施設に出向き、職員が安全確認をした。高齢者などに対しては、ヘルパーを派遣した。市立病院に連絡し、緊急対応を依頼した。	・障害者や高齢者に対し、避難場所とヘルパーの確保が必要。治療が必要な障害者に対する、対応チームが必要。地域病院と連携し、安定した治療の確保を検討する。	○区長、民生委員との意見交換会の実施 ○社会福祉施設との協定書締結
(16) 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策（安否確認、情報の提供、相談窓口等）、食糧・生活物資等の支援	福祉部 保健衛生部	P359	民生委員が災害時要援護者名簿で、徒歩、自転車による安否確認を行った。確認のできない要援護者もいた。	安否確認のできない要援護者については、隣近所の聞き取りによる安否確認を行った。地元区長の協力を得て安否確認をした。	・安否確認をお願いしている民生委員本人が、被災した場合の対応にも考慮する必要がある。 ・区長と民生委員が共通認識をもってもらうことや個人情報保護の問題を検討する必要がある。	○上記のとおり
(17) 外国人に対する安全確保対策（避難誘導、安否確認、救助活動、情報の提供、相談窓口等）	福祉部 保健衛生部	P359	外国人ということでの安全確保対策は、特に取り組んでいなかった。	今後、外国人に対する安全確保対策について、関係課と協議が必要	・外国人に対する通訳ボランティアの確保	○団体と調整中
(18) 災害時要援護者の避難所の生活上の問題（ニーズへの対応）	福祉部 保健衛生部	P359	避難所のトイレが要援護者用に対応してなかった。	ポータブルトイレを搬入した。	・避難所のバリアフリー化を図る必要がある。	○団体と調整中
(19) 住民の避難誘導に混乱はなかったか	各部局	P335 (参照P117)	自主的な避難誘導をし、混乱はなかったが、避難場所の市民への認知度が薄かった。	対応なし。	・拠点避難所に集結するよう周知に努める必要がある。	○拠点避難所のPR 広報かさま
(20) 他県からの帰宅困難者の対応（誘導、避難場所等）	各部局	P335 (参照P117)	他県からの帰宅困難者（JR利用者）と一般市民避難者が一緒になり、避難所収容人員が限界となった。また、避難所で、受け入れの安否確認の連絡が多数あった。	避難所では、黒板に安否情報を貼った。また、電話等での安否確認は、避難所名簿で対応した。都心への帰宅避難者を市バスにより、取手駅まで送り届けた。	・市民の避難者と帰宅困難者の人数把握に努め、帰宅困難者のマニュアル化を図る必要がある。	○JRと協定書締結

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(21)り災証明発行に係る市町村の処理能力、知識	総務部 市民生活部	P356	り災証明の発行は、3月14日から総務部で開始したが、様式の検討が不十分で、また、対応マニュアルが無いまま始めてしまったので、一週間後に引継いだ課で様式の一部訂正や対応マニュアルづくりに苦慮した。	3月30日からり災証明の受付・審査・現地調査などに関係する課の職員を9名集めプロジェクトチームを結成し、災害相談窓口において対応した。 4月18日からは、災害対策室(9名)を設置して5月末まで対応した。	・受付、発行体制が明確でなかったため、連携した体制づくりが後追いになってしまった。市内全戸が対象となる災害のり災証明の発行は、関係課で連携した体制で事務を行わないと災害事務は担えない。 ・茨城県福祉指導課による「住家の被害認定業務に係る説明会」の開催が4月16日であったが、もっと早い段階で開催してほしい。り災証明や被害認定調査について疑問があっても明快な回答がない場合もあり苦慮した。	○初動体制マニュアルの整備
(22)被災者が必要とする生活資金を円滑に確保できたか。災害融資の条件等は適切か。	福祉部 産業経済部	P349	国の制度である被災者生活再建支援制度において、敷地被害がでたが、災害判定をするものがないため、基準があいまいとなった。中小企業の施設・設備や特に、地場産業の笠間焼作品や窯に大きな被害がでており、早期復旧への支援を求められた。	市の規則を改正し、敷地被害の認定を設けた。 市独自の中小企業への金融補助や笠間焼の窯への補助などの制度を創設した。	・家屋等の被害を認定する専門家への業務委託が必要になる。 ・補助制度の周知PRや被災者の自己資金調達容易する必要がある。	○応急危険度判定有資格者の職員採用

検証事項：4.給水活動

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1)給水車の確保・調整(ニーズの把握、手配)は円滑に行えたか	上下水道部 消防本部	P357 (参照P132)	上水道が断水したため、市の給水車と自衛隊の給水車に対応した。市民の需要が供給を上回ったことから、消防の水槽車や水槽付きポンプ自動車を、使用し給水した。	特に問題はなかった。	・火災時には消防本部で対応できなくなることがあるので、給水活動の対策を検討する必要がある。	○市民に食料品、飲料水3日分の確保を促す。 ○自主防災の組織化を図る。

検証事項：5. 応急医療

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1) 情報収集・提供（通信手段の確保等）に問題はなかったか	市立病院 消防本部	P347 (参照P142)	停電により電話が不通になったため外部との連絡が全く取れず、救急患者受入れに問題があった。	救急患者受入れは軽症者のみと救急隊に直接伝えた。	・停電時にも使える連絡方法を検討する必要がある。	○未調整
(2) 医療救護所の設置に問題はなかったか	市立病院	P347 (参照P142)	一時、屋外避難したが、テントやマット等の設備がなかったため患者の安全確保に問題があった。	院内のソファ等を持出し、一時的にベッド代わりに使用した。	・備蓄の見直しを検討する。	○布団、毛布の新たな整備
(3) DMATの派遣調整・編成・派遣・受入れ、現地の活動等で支障・問題はなかったか。	市立病院	P347 (参照P142)	常勤医師2名で入院患者18名に対応したので派遣は困難であった。 24時間救急患者受け入れ態勢の確保も困難だった。	常勤医師2名が交代で救急患者と入院患者の対応をした。	・常勤医師の増員が必要になる。	○医師1名増員
(4) 非常用発電用の燃料の確保はどうか	市立病院	P347 (参照P142)	非常用予備発電機は4分の3の燃料があったが、2日目には不足した。	近くの燃料店に燃料を依頼し、最低限の燃料を確保することができた。	・備蓄の見直しを検討する。	○石油小売業組合と協定書締結 ○JA茨城中央農協と協定書締結
(5) 医療用水（透析）等の確保	市立病院	P347 (参照P143)	高架水槽等水道設備の破損により2日目に断水し、水は備蓄のみとなった。透析なし。	消防本部の給水車により受水槽へ給水を受けて対応をした。	・備蓄の見直しを検討する。	○現状で対応
(6) 医療機関の被災による影響、病院間の連絡の状況	市立病院	P347 (参照P142)	他の医療機関が休診となり常用薬を求める患者や救急患者が多く薬品等が不足した。	処方日数を減らし調整をした。	・薬品等の在庫調整が必要となる。	○現状で対応

検証事項：6. 消防団の活動

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1) 消防団員の招集方法	消防本部	P344 P345 (参照P98)	震災当初は、通信手段を駆使して（携帯電話、メール）参集するよう指示した。	招集及び活動内容の指示を行い、業務についた。	・通信手段の確保及び参集方法の検討をする必要がある。	○災害連絡メールの整備
(2) 消防団の活動状況	消防本部	P344 P345 (参照P98)	管轄区域内の警戒及び傷病者の保護、水利の調査を実施した。震災時は、昼間でサラリーマンの団員を欠いた状態での活動であった。	団員は最大限出場し、警戒等の活動に対応した。	・活動内容の指示、報告のための通信手段の確保が必要になる。	○現状体制の強化
(3) 消防水利の確保	消防本部	P344 P345 (参照P98)	震災による水利の損壊箇所があったが、消火活動はほとんどなく、大きな問題とはならなかった。	特になし。	・貯水槽は20m ³ の物が多く、計画的に40m ³ に変えていく必要がある。	○年次計画により整備

検証事項：7. 自主防災組織の活動

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1) 自主防災組織の活動状況	総務部	P345	笠間地区の自主防災組織は、各自宅を安全確認した。また、午後5時頃から独居老人・身体障害者等の身の安全確認及び食料の確認を行ったが、全体的に水の確保に苦慮した。	防災マップにある地区の井戸19箇所から水の協力をいただき、約450世帯の給水活動を行った。また、3日間炊出しを自主防災組織において実施して、要援護者等についての対応も行った。	・各地区の自主防災組織内において定期的な防災マップの確認（井戸の場所）が必要である。	○自主防災組織の組織率向上
(2) 市災害対策本部との連携	総務部	P345	各地区の自主防災組織に地域住民の安全の確保及び被災状況の把握など依頼した。	随時状況把握の依頼した。	・災害対策本部との連絡体制の強化を図る必要がある。	○自主防災組織の連絡協議会を平成24年度中に設立

検証事項：8. 公共施設・インフラの被災情報

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1)被災情報の把握	各部局	P328 (参照P82)	震災後、道路の陥没や亀裂などが数多く発生し、これを把握するのに手間どった。	交通状況を速やかに把握するためパトロールを実施した。	・全体の被災情報の把握が出来なかったため、情報伝達の確立を図らなければならない。	○初動体制マニュアルの整備
(2)道路の応急復旧（被害状況の把握、う回路等の選定、広報等含む）は円滑に行えたか	都市建設部	P328 (参照P82)	土木業者のボランティアにより碎石及び常温合材による応急復旧を実施した。また、応急復旧が不可能な箇所については通行止めを実施した。	地区割をして土木業者によるボランティアで道路上のガレキ処理を行った。合材の製造が出来ず、碎石等で応急対応するしか出来なかった時期があった。	・資材の調達が円滑に行えるようにする必要がある。	○現状体制の強化
(3)交通施設利用客の安全確保、帰宅困難者への対応	総務部	P335	JR常磐線上り（笠間市小原地区）及び水戸線上り（友部駅付近）が運行停止になり、乗客が足止めされた。	JRの誘導によって、友部中学校に徒歩で移動した。 しばらく列車が運行見合わせのため3/12の午後4時頃に笠間市から取手駅まで大型バスにて、これらの帰宅困難者を移動した。	・今後、避難者の対応についてJRと協議する。	○JRと協定書締結
(4)公共施設の復旧で妨げとなったこと等（停電、燃料の影響など）	産業経済部 都市建設部	P364	携帯電話が使用できなかったため連絡調整が遅れた。 土木業者の車両の燃料は確保されたが、従業員の車の燃料不足が生じたため従事車の確保が困難だった。	朝夕、土木業者に役所へ集合してもらい作業依頼及び報告の体制をとった。	・連絡体制の強化を図る必要がある。 ・燃料確保の協定を結ぶ必要がある。	○笠間地区石油小売業組合と協定書締結 ○JA茨城中央農協と協定書締結

検証事項 : 9. ライフライン施設の応急復旧

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1) ライフライン施設の応急復旧 (作業体制、広報含む)	各部局	P367	【水道】市内の配水管等から漏水した。 【下水】地震発生後、迅速に各処理施設(処理場、管渠等)の被害状況を確認した。停電の為、機器の動作等の確認はできず、外観のみの確認となる。 管渠は地下埋設であり、被害状況の確認が困難であった。また、広範囲に整備されている為、時間を要した。	【水道】協力業者との連携により迅速に復旧に努めた。 【下水】復電後、維持管理業者と連携し、処理施設の機器の動作確認を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県水の送水管復旧の迅速な対応が必要となる。 ・ 維持管理業者等との連絡体制の強化が必要となる。 ・ 各庁舎における漏水対策が必要となる。 ・ 市内全域の漏水の場合は水道工事担当経験者の確保及び水道工事業者との連携。 	○現行体制の強化
(2) 迅速な応急危険度判定作業	都市建設部	P364 (参照P139)	応急危険度判定を実施するためには、応急危険度判定士(建築士)の資格が必要であり、この判定士の確保が困難であった。	市職員として建築士(応急危険度判定士)を採用し、震災発生後速やかに作業を実施する。また茨城県と建築士会に対し判定士の派遣を要請した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定士の確保が必要。 ・ 応急危険度判定士との連絡網確保する必要がある。 ・ 現地へ向かうための車両の確保。 	○平成24年度建築士1名採用 現在建築士2名(応急危険度判定資格取得者) さらに応急危険度判定コーディネーター4名取得

検証事項 : 10. 燃料不足

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1) 体制の整備 ・ 燃料支援班の設置			・ 燃料不足の想定がなかったため、新規に燃料確保に関する部署を設置する必要が生じた。	・ 避難所、本庁、支所の燃料を確保するため、支援班を設置し、避難所の暖房用燃料、復旧車輛燃料の確保を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画や活動マニュアルへの燃料班の位置づけがない。 ・ 災害協定書が締結されていない。 	○初動体制マニュアルの整備
(2) 緊急車両・災害活動車両の燃料確保 ・ 協力要請先			・ 茨城県の協定により緊急車輛は対応できた。 ・ 災害復旧車輛等への燃料は、スタンドに直接交渉したが、停電により協力を得るのが難しかった。	直接スタンドを訪問し協力を得た。 車輛は緊急用のステッカーを貼り区分をした。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画や活動マニュアルへの燃料班の位置づけがない。 ・ 災害協定書が締結されていない。 	○上記に同じ
(3) 災害支援協力給油所の確保			・ 一般客とのトラブルがあった。 ・ 協力が得られるスタンドを確保しても、供給がなく燃料が不足した。	地区別に避難所用の燃料、災害復旧車輛への給油場所を確保した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画や活動マニュアルへの燃料班の位置づけがない。 ・ 災害時の協定書が締結されていない。 	○上記に同じ
(4) 電源			・ 停電により、電源が確保できず給油できない事例が多かった。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画や活動マニュアルへの燃料班の位置づけがない。 ・ 災害時の協定書が締結されていない。 	○上記に同じ

検証事項：11. 応急教育

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1) 発災後の情報収集、児童生徒等の安全確保（避難誘導、校内保護、下校時の危険防止）	教育委員会 総務部総務課	P362 (参照P165)	地震発生後、すぐ校内の情報収集をし、高学年の生徒は授業中であつたが、すぐ校内のグラウンド中央へ誘導した。	下校時の危険防止のため保護者引渡しとした。	・保護者も被災しているため、すぐに迎えに来ることができないので、日頃から防災訓練を実施し、避難誘導及び下校時の対応の確認をする。	○児童生徒の保護者が迎えに来るまでは下校させない。 ○非常時を想定した避難訓練の実施
(2) 帰宅困難生徒の対応（把握、誘導、一時避難場所、解消方法）	教育委員会 総務部	P362 (参照P165)	地震発生後、校内に残っている生徒の安否確認をする。一時避難場所はグラウンド中央となつていたので誘導する。	最後まで残った生徒（午後11時）を対応した。	・地震を想定した避難訓練で保護者引渡し訓練を行う。 ・連絡のつかない場合の引渡し方法を各学校で考えておく必要がある。	○上記に同じ
(3) 保護者との連絡体制	教育委員会 総務部	P362 (参照P165)	携帯電話によるメール機能を利用し連絡した。 メールが保護者へ確実に届いたかの確認が困難であつた。	最終的に残った生徒の保護者へは電話連絡をした。	・地震を想定した避難訓練で保護者引渡し訓練を行うときに、電話、メール等で、保護者との協力に応じた連絡方法を検討しておく必要がある。	○上記に同じ

検証事項：12. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1) 自衛隊に対する災害派遣要請は適切な時期に円滑にできたか	総務部	P334	自衛隊からの要請依頼の確認があり、茨城県に自衛隊の災害派遣要請をした。 被災規模の活動内容により、自衛隊の派遣順位が決定されることから対応できるかの返事が遅れることがあつた。	特になし。	・迅速な対応ができるよう県と協議する。	○災害応援体制の確認
(2) 自衛隊に要請をする活動の調整	総務部	P334	震災により断水したため、市民への給水活動の対応が間に合わない状態になつた。	対応できなかった。	・迅速な対応ができるよう県と協議する。	○上記に同じ

検証事項：13. 救助・救急活動

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1) 交通（渋滞、通行止）、通信の混乱による救助・救急活動への支障	総務部 保健衛生部 市立病院 消防本部 消防団	P344	電話が繋がりにくく、関係機関（特に医療機関）との連絡が取れず、搬送先医療機関の被災状況、傷病者応需状況の正確な情報が把握できなかった。また、電話が繋がりにくく、火災時消防団への連絡に支障をきたした。 停電により、市内の独居老人宅に設置してある緊急通報システムの蓄電池切れ通報が数多く寄せられた。	救急事案に対しては、医療機関と連絡をとらず、直接搬送させた。また、消防団においては、消防無線にて各消防団の受信機に向け出動指令を行った。	・災害対応に追われ少ない人員のなか、直接医療機関等に職員を派遣させ消防無線を活用し、被災状況、傷病者応需状況の正確な情報の把握に努める必要がある。また、災害優先電話の増設、ホットラインや衛星電話の整備を進める。	○随時対応

検証事項：14. 危険物等災害防止対策

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1) 危険物等流出対策及び対応	総務部 保健衛生部 市立病院 消防本部 消防団	P347	管内危険物事業所等の被害状況を確認、担当者へ危険物の移管、抜き取り、各施設の再点検実施等を指導、異常の出た際の使用停止等報告を求めた。 担当者の不在事業所にあつては対応や報告が遅れた。	平日の日中の災害であったため、常駐担当者がいた事業所は素早い対応ができた。 災害に対する予防広報活動等を行えたことで、担当者の不在事業所についての情報収集や指導等ができた。	・予防規定等に基づき、災害に対する連絡体制について再度検討が必要になる。 ・危険物担当者も含め、各従業員等にも危険物施設における災害等に対する危機意識を更に向上させることが必要になる。	○事業所向けのPRを実施予定

検証事項：15. 清掃・防疫・障害物の除去

検証項目	担当部局等	現地域防災計画の記載箇所	①震災発生時の状況と発生した問題点	②問題点への対応	③課題	整理手法
(1) 停電、断水、燃料不足による清掃、し尿処理への影響	市民生活部	P374 (参照P152)	災害による断水のため水洗トイレが使用できなかった。また、し尿処理施設も当初稼働できない状態だった。	仮設トイレを設置し、対応した。また、し尿処理業者で一旦し尿をプールして対応をした。	・し尿処理施設の稼働が遅れていれば、し尿処理に支障をきたした。どのような問題があるのか対応する内容を協議をする。	○仮設トイレのレンタル協定書締結
(2) ガレキ、災害ごみの除去についての問題点	市民生活部	P374 (参照P152)	災害により多量の災害ごみが発生したが、廃棄物処理施設は使用できない状態であった。	市内に5箇所廃棄物ヤードを設置、災害ガレキ等を受入れた。ごみの持込車両が多数にて混乱したため許可証を発行し対応した。最終的には、集積所を1カ所に集約した。	・災害ごみの分別が徹底されず各ヤードで混乱しないよう協議する。	○分別収集・撤去の徹底